

コロナ後を見据えたコーポレートガバナンス改革

◆日本企業の成長を促すための「攻めのガバナンス」改革

2021年6月、金融庁と東京証券取引所（東証）が策定した2021年改訂コーポレートガバナンス・コード（CGコード）が施行された。コーポレートガバナンスとは、適正な事業運営が行われるよう企業経営を監視・統制する仕組みをいう。CGコードは東証の上場企業を対象とした企業の行動原則で、日本企業の低成長からの脱却を目的に15年に初版が施行され、今回は18年に次ぐ2度目の改訂である。

コロナ禍を契機に、人々の生活様式や価値観の変化、デジタル化、人権や環境問題への取り組みなど、企業を取り巻く状況の変化が加速した。今回の改訂は、企業に、このような変化への対応を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させることを目的としている。改訂のポイントは以下の3点である。

（1）取締役会の機能発揮（取締役のスキル等の組み合わせ）

経営戦略に照らして、取締役会に必要なスキル（知識・経験・能力）に対応した取締役が選任されているかを明確にすることを求めている。

（2）企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）の確保

女性・外国人・中途採用者など多様な人材を管理職などの中核人材に登用し、将来の幹部候補を育成すべきとしている。また実効性を持たせるために、測定可能な目標と状況の開示を求めている。

（3）サステナビリティを巡る課題への取り組み（体制整備等）

気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理などのサステナビリティの課題について、リスク対策としての取り組みは当然のこととして、さらに収益機会にもなる経営課題として、積極的に取り組むことを促している。

◆CGコードは「Comply or explain」と「形式から実質へ」による対応を求める

東証上場企業は、21年12月末までに今回の改訂CGコードに対応した「ガバナンス報告書」を提出しなくてはならない。CGコードは「Comply or explain」規範

であり、各原則の実施は義務ではない。自社にとって、CGコードよりさらに優れた方法があれば実施しなくともよいが、自社の経営戦略と目指す統治体制などを示して、実施しない理由を説明する必要がある。

また、CGコードはまずは整えやすい「形式」から要求し、その後の改訂によって「実質」の整備を求める項目が追加されるという特徴がある。例えば、18年の改訂で、「取締役会におけるジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保」が追加されたが、21年改訂では、さらに踏み込んで、前述（2）の通り「多様性のある、将来の幹部候補育成」にまで踏み込んでいる。前述（3）のサステナビリティの課題については、18年改訂では「社会問題」とだけの記述であったものを、21年改訂では具体的課題を列挙している。人権の尊重、外国人を含む従業員の労働環境・処遇、サプライチェーン対策などについて、より「実質」を求める内容が、今後追加される可能性があることに留意すべきである。

◆東証の新市場区分「プライム市場」上場は高水準のガバナンスを要求

22年4月から、東証の市場区分が「第一部」「第二部」「ジャスダック」「マザーズ」の4区分から、「プライム」「スタンダード」「グロース」の3区分に変更される。現状の区分では埋もれてしまっている成長企業を際立たせ、投資を呼び込む狙いである。なかでも、「プライム市場」は、国際競争力のある企業が投資家との対話を通じて成長を実現する市場として期待されている。

「プライム市場」上場企業は、海外を含む多くの機関投資家の投資対象となるように、流通株式時価総額100億円以上、流通株式比率35%以上などの上場基準を満たさなくてはならないほか、21年改訂CGコードにおいても、取締役会の機能発揮や情報開示などについて高い水準での実施が求められている。例えば、「取締役会において3分の1以上の独立社外取締役の選任」や「気候変動関連リスクや機会が事業活動や収益等に与える影響についての情報開示を、TCFD など国際的な枠組みに基づいて実施すること」などである。

第一部企業は新区分をプライム、スタンダードのいずれにするかを21年12月末までに選択する。期限までに適合基準を満たさなくとも、基準適合に向けた計画書を提出すれば、ただちに上場廃止になるわけではない。プライム市場上場のために、多くの企業でガバナンス改革が進むことが期待される。 【石井由紀】